

中小企業等協同組合法に基づく浜松市長の処分に係る標準処理時間の基準について

平成18年4月1日 制定
 平成22年1月15日 一部改正
 平成24年4月1日 一部改正

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理時間は、次のとおりとする。

許認可等の内容	根拠法令	根拠条項	標準処理時間
事業協同組合、事業協同小組合が共済事業及びこれに附帯する事業以外の事業を行う場合の承認	中小企業等協同組合法	9 - 2 - 7	14日
事業協同組合、事業協同小組合の組合員以外の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法	9 - 2 - 3 - 1	14日
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の認可	中小企業等協同組合法	9 - 6 - 2 - 1	20日
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更・廃止の認可	中小企業等協同組合法	9 - 6 - 2 - 3	20日
事業協同組合連合会が共済事業及びこれに附帯する事業以外の事業を行う場合の承認	中小企業等協同組合法	9 - 9 - 4	14日
事業協同組合連合会の会員以外の事業利用の特例の認可	中小企業等協同組合法	9 - 9 - 5	14日
事業協同組合等の設立認可	中小企業等協同組合法	27 - 2 - 1	14日
組合員による臨時總會召集の承認	中小企業等協同組合法	48	14日
事業協同組合の定款変更認可	中小企業等協同組合法	51 - 2	14日
共済事業を行う事業協同組合等の余裕金運用における法定外運用方法の認可	中小企業等協同組合法	57 - 5	14日
事業協同組合の合併認可	中小企業等協同組合法	66 - 1	14日